

平塚競輪場新投票所等整備事業に係る
公募型プロポーザル

実施要領

令和8年 9月 30日

発注者：平塚市

目次

1	本事業の概要	2
2	スケジュール	3
3	提案参加資格	4
4	現地確認の参加申し込み	10
5	実施要領等の閲覧	11
6	実施要領等に関する質問	11
7	プロポーザル参加表明書類の提出	12
8	技術提案書等の提出	13
9	参加の辞退	14
10	提案審査及び優先交渉権者の特定	14
11	提出書類の取扱い	14
12	契約に関する事項	15
13	支払い条件	15
14	無効・失格要件	15
15	費用負担	16
16	その他	16
17	担当事務局	16

本実施要領は平塚市（以下、「市」という。）が施行する平塚競輪場新投票所等整備事業（以下、「本事業」という。）において、設計・施工を一括して担う優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により特定する（以下、「本プロポーザル」という。）に当たり、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続き等について必要な事項を定めるものである。

1 本事業の概要

（１）事業名

平塚競輪場新投票所等整備事業

（２）事業場所

神奈川県平塚市久領堤５－１ 平塚競輪場

（３）事業目的

本事業は、「【第２期】平塚競輪中期経営計画（2024～2027）」に基づき実施するものである。

入場口周辺エリアにある老朽化施設をコンパクトな投票所として再整備し、それにより生じる余剰空間を遊び場や広場として有効活用することで、地域に開かれた競輪場として「市民の日常の憩い・にぎわいの場」を創出する。

また、特別観覧席の一部をグループ席へと改修し、新たな利用者層を開拓することで、競輪事業の安定的な継続を図ることを目的とする。

（４）事業内容

本事業の事業内容は以下のとおりであるが、詳細については、平塚競輪場新投票所等整備事業要求水準書及び要求水準書添付資料等を参照すること。

ア 入場口周辺エリア整備

（ア）老朽化施設及び舗装等の解体

（イ）新投票所整備

（ウ）多目的広場（憩い・にぎわいの場）整備

イ メインスタンド３階特別観覧席改修（一部）

（ア）観覧席の一部をグループ席へ改修

（５）事業期間

ア 設計業務委託（基本設計、実施設計）

設計業務委託締結日から令和１０年１月３１日（月）まで

イ 工事請負（解体工事）

設計業務委託締結日から令和１１年１月３１日（水）までの期間で応募者の提案による

ウ 工事請負（整備・改修工事）

工事請負契約締結日から令和１１年１月３１日（水）まで

エ 工事監理業務委託（工事監理）

工事監理業務委託契約締結日から令和１１年１月３１日（水）まで

（６）契約方式

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第１８条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」のうち、「設計交渉・施工タイプ」により実施するものである。市は、技術提案に基づき特定した優先交渉権者と基本協定及び設計業務委託契約を締結し、設計の過程で工法、価格その他契約条件について協議・交渉を行う。交渉が成立した場合には、工事請負契約及び工事監理業務委託契約を締結する。

なお、工事請負契約の締結は、平塚市議会の議決を条件とし、成立しない場合、市は契約締結の義務を負わず、優先交渉権者に対する一切の責任を負わないものとする。

(7) 提案上限価格

1, 430, 000, 000円（消費税等相当額 10%を含む税込）

2 スケジュール

(1) スケジュール（予定）

内容	日程
公募型プロポーザル公告（公募手続きの開始）	令和8年9月30日（水）
現地確認（1回目）参加申込の受付	令和8年9月30日（水） ～令和8年10月6日（火）
現地確認（1回目）の開催	令和8年10月13日（火） ～令和8年10月22日（木）
第1回質問の提出期限	令和8年10月23日（金）
第1回質問に対する回答の公表	令和8年10月29日（木）まで
プロポーザル提案参加表明書の受付	令和8年10月29日（木） ～令和8年11月4日（水）
参加資格確認結果通知の発送	令和8年11月13日（金）頃
現地確認（2回目）参加申込の受付	令和8年11月9日（月） ～令和8年11月27日（金）
現地確認（2回目）の開催	例8年11月16日（月） ～令和8年12月3日（木）
第2回質問の提出期限	令和8年12月4日（金）
第2回質問に対する回答の公表	令和8年12月14日（月）まで
技術提案書の受付	令和8年12月15日（火） ～令和9年1月22日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和9年2月上旬
優先交渉権者特定のお知らせ	令和9年2月中旬
価格の交渉、見積合わせ	令和9年2月中旬
基本協定・設計業務委託契約の締結	令和9年2月下旬
工事請負契約（解体）に関する価格の交渉	令和9年6月
工事請負契約（解体）に関する見積合わせ	令和9年7月
工事請負契約（解体）の締結	令和9年9月
工事請負契約（整備・改修）に関する価格の交渉	令和9年11月
工事請負契約（整備・改修）に関する見積合わせ	令和9年12月
工事請負契約・工事監理業務委託契約（整備・改修）の締結	令和10年3月
工事着工	令和10年3月
工事完了・引き渡し	令和11年1月
供用開始予定	令和11年2月

3 提案参加資格

(1) 提案参加者の構成要件

- ア 提案参加者は、単体企業又は複数の企業により構成される共同企業体であること。
- イ 共同企業体を構成する場合、設計業務、工事監理業務及び施工業務を遂行するために必要な企業により構成されるものとする。
- ウ 施工業務を共同企業体により実施する場合は、特定建設工事共同企業体によるものとし、「共同企業体の在り方について」（昭和 62 年 8 月 17 日建設省中建審発第 12 号）（最終改正令和 4 年 5 月 20 日国土交通省中建審第 6 号）及び「共同企業体運用準則」（共同企業体の在り方についてから抜粋）を準用すること。
- エ 共同企業体の代表構成員は、構成員のうちいずれか 1 社とする。
- オ 代表構成員は市との窓口となり、共同企業体を代表して本事業に関する一切の手続きを行うものとする。
- カ 単体企業又は共同企業体の構成員は、他の提案参加又は他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

(2) 提案参加者の共通要件

提案参加者である単体企業又は共同企業体の代表構成員及び各構成員は、次の要件を全て満たすこと。

- ア 令和 7・8 年度平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に掲げる者でないこと。
- ウ 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（以下、「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度、「3（2）ア」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- エ 前 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、「3（2）ア」に規定する入札参加資格を有することになった者を除く。
- オ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- カ 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- キ 公募日から基本協定・設計業務委託契約の締結までの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- ク 他の提案参加者である単体企業又は共同企業体の構成員のいずれかとの間に、以下に該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- a 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

上記（ア）又は（イ）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

ケ 本事業に係る管理支援（コンストラクションマネジメント）業務の受託者（株式会社山下 PMC）と資本関係又は以下の人的関係において関連がない者であること。

（ア）代表権を有する役員が株式会社山下 PMC の代表権を有する役員を兼ねていること。

コ 平塚市暴力団排除条例（平成 23 年平塚市条例第 9 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

サ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。

(3) 提案参加者の資格要件

設計業務に当たる者、工事監理業務に当たる者及び施工業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、提案参加者が単体企業の場合、全ての要件を満たすものとし、共同企業体の場合、各構成員が担当する業務に係る要件を満たすものとする。また、複数の要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。

ア 設計業務に当たる者の資格

設計業務に当たる者は、次の要件を全て満たすこと。

- （ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所の登録があること。
- （イ）設計業務の管理技術者及び分担業務分野の主任技術者を配置できること。
- （ウ）参加表明書の提出日から起算して 10 年以内に完了した、延床面積 1,000 m²以上のにぎわい施設（商業施設、集客施設、文化・交流施設、催事会場整備、多目的広場、その他これらに類する施設（以下、「同類施設」という。））の設計業務を元請として履行した実績を有すること。
- （エ）設計業務の再委託は不可とする。ただし、構造設計、電気設備設計、機械設備設計、その他専門技術を要する設計業務については再委託を認める。

イ 工事監理業務に当たる者の資格

工事監理業務に当たる者は、次の要件を全て満たすこと。

- （ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
- （イ）工事監理業務の管理技術者及び分担業務分野の主任技術者を配置できること。
- （ウ）参加表明書の提出日から起算して 10 年以内に完了した、延床面積 1,000 m²以上の同類施設の工事監理業務を元請として履行した実績を有すること。
- （エ）工事監理業務の再委託は不可とする。ただし、構造工事監理、電気設備工事監理、機械設備工事監理、その他専門技術を要する工事監理業務については再委託を認める。

ウ 施工業務（解体工事）に当たる者の資格

施工業務（解体工事）に当たる者は、次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第一に規定する建築工事業に該当する許可を有してから、営業年数が 5 年以上であること。
- (イ) 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 1 項に規定する特定建設業の許可を有し、統括責任者、現場代理人、監理技術者及び施工業務の主任技術者を配置できること。
- (ウ) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値（P）が 500 点以上であること。

エ 施工業務（整備・改修工事）にあたる者の資格

施工業務（整備・改修工事）に当たる者は、次の要件を全て満たすこと。

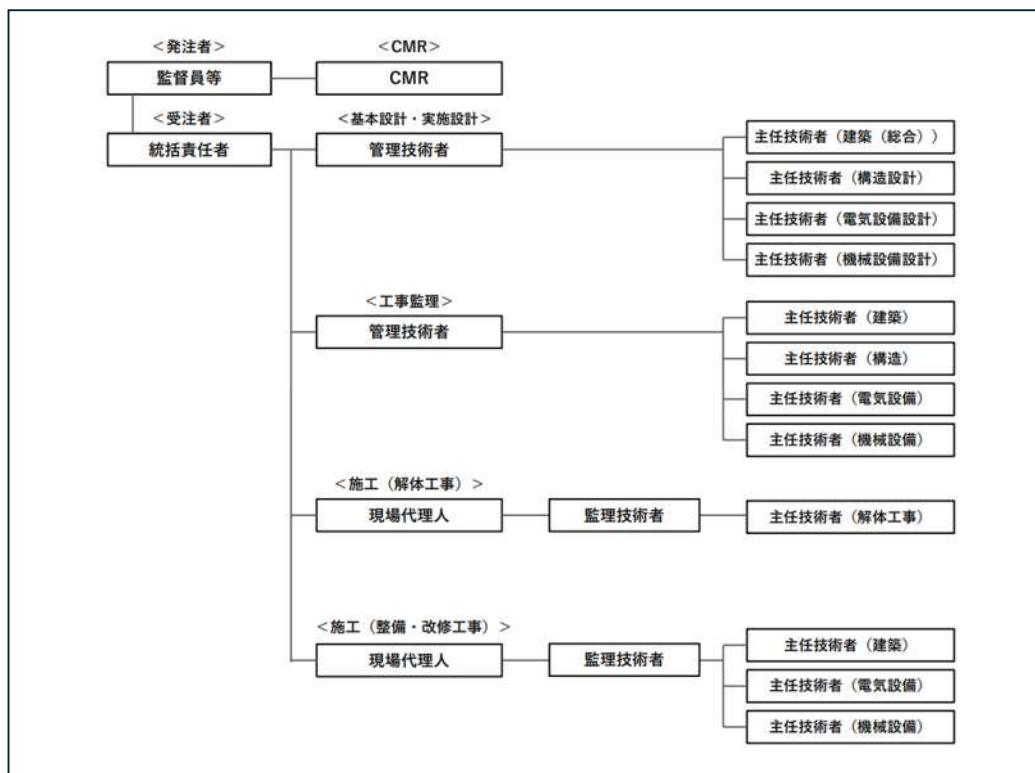
- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第一に規定する建築工事業に該当する許可を有してから、営業年数が 5 年以上であること。
- (イ) 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 1 項に規定する特定建設業の許可を有し、統括責任者、現場代理人、監理技術者及び施工業務の主任技術者（以下、「施工技術者」という。）を配置できること。
- (ウ) 参加表明書の提出日から起算して 10 年以内に完了した、延床面積 1,000 m²以上の同類施設の施工業務を元請として履行した実績を有すること。
- (エ) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値（P）が 900 点以上であること。

(4) 本事業への参加における留意点

提案参加者は、地域経済への配慮の観点から本事業に含まれる各業務において協力会社への委託・発注を行う場合は、平塚市内に本店を置く協力会社を積極的に選定し、1 社以上採用すること。

(5) 配置予定技術者の資格

設計・工事監理・施工の各業務の実施体制を下図に示すものとする。



ア 統括責任者の資格

統括責任者は、本事業全体をマネジメントし、事業全体の進捗管理や、設計業務、工事監理業務及び施工業務の取りまとめを行う。また、受注者の窓口として、より良い施設の具現化に向け、技術提案やコスト管理等について取りまとめを行う。

(ア) 代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

<設計業務（基本設計・実施設計）>

イ 管理技術者（設計業務）の資格

設計業務を統括管理する者とする。

(ア) 一級建築士であること。

(イ) 設計業務に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

(ウ) 参加表明書の提出日から起算して10年以内に完了した、延床面積1,000㎡以上の同類施設の設計業務の管理技術者として従事した実績があること。

ウ 主任技術者（建築（総合））の資格

建築分野における担当技術者を統括する役割を担う。

なお、設計業務の管理技術者との兼務を認める。

(ア) 一級建築士であること。

(イ) 設計業務に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

(ウ) 参加表明書の提出日から起算して10年以内に完了した、同類施設の主任技術者等として従事した実績があること。

エ 主任技術者（構造設計）の資格

構造分野における担当技術者を統括する役割を担う。

なお、設計業務の管理技術者及び設計業務の他分野の主任技術者との兼務はできない。

(ア) 構造設計一級建築士であること。

(イ) 設計業務に当たる者（当該業務を再委託する場合、再委託先）と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

(ウ) 参加表明書の提出日から起算して10年以内に完了した、同類施設の主任技術者等として従事した実績があること。

オ 主任技術者（電気設備設計）の資格

電気設備分野における担当技術者を統括する役割を担う。

なお、設計業務の管理技術者及び設計業務の他分野の主任技術者との兼務はできない。

(ア) 一級建築士又は建築設備士であること。

(イ) 設計業務に当たる者（当該業務を再委託する場合、再委託先）と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

(ウ) 参加表明書の提出日から起算して10年以内に完了した、同類施設の主任技術者等として従事した実績があること。

カ 主任技術者（機械設備設計）の資格

機械設備分野における担当技術者を統括する役割を担う。

なお、設計業務の管理技術者及び設計業務の他分野の主任技術者との兼務はできない。

(ア) 一級建築士又は建築設備士であること。

(イ) 設計業務に当たる者（当該業務を再委託する場合、再委託先）と直接的かつ恒常的な

雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

- (ウ) 参加表明書の提出日から起算して10年以内に完了した、同類施設の主任技術者等として従事した実績があること。

<工事監理業務>

キ 管理技術者（工事監理業務）の資格

工事監理業務を統括管理する者とする。

- (ア) 一級建築士であること。
- (イ) 工事監理業務に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。
- (ウ) 参加表明書の提出日から起算して10年以内に完了した、延床面積1,000㎡以上の同類施設の工事監理業務の管理技術者として従事した実績があること。

ク 主任技術者（建築工事監理）の資格

建築分野における担当技術者を統括する役割を担う。

なお、工事監理業務の管理技術者との兼務を認める。

- (ア) 一級建築士であること。
- (イ) 工事監理業務にあたる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

ケ 主任技術者（構造工事監理）の資格

構造分野における担当技術者を統括する役割を担う。

なお、工事監理業務の管理技術者及び建築工事監理の主任技術者との兼務を認める。

- (ア) 一級建築士であること。
- (イ) 工事監理業務に当たる者（当該業務を再委託する場合、再委託先）と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

コ 主任技術者（電気設備工事監理）の資格

電気設備分野における担当技術者を統括する役割を担う。

なお、機械設備工事監理の主任技術者との兼務を認める。

- (ア) 一級建築士又は建築設備士であること。
- (イ) 工事監理業務に当たる者（当該業務を再委託する場合、再委託先）と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

サ 主任技術者（機械設備工事監理）の資格

機械設備分野における担当技術者を統括する役割を担う。

なお、電気設備工事監理の主任技術者との兼務を認める。

- (ア) 一級建築士又は建築設備士であること。
- (イ) 工事監理業務に当たる者（当該業務を再委託する場合、再委託先）と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

<施工業務（解体工事）>

シ 現場代理人（解体工事）の資格

本事業における施工業務（解体工事）の現場代理人とする。

なお、施工業務（整備・改修工事）の現場代理人との兼務を認める。

- (ア) 工事期間中において当該工事現場に常駐させることができる者であること。
- (イ) 施工業務（解体工事）に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

ス 監理技術者（解体工事）の資格

本事業における施工業務（解体工事）の監理技術者とする。

なお、現場代理人（解体工事）、施工業務（整備・改修工事）の監理技術者との兼務を認める。

（ア）一級建築士又は一級建築施工管理技士であること。

（イ）監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。

（ウ）施工業務（解体工事）に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

セ 主任技術者（解体工事）の資格

施工業務（解体工事）における担当技術者を統括する役割を担う。

なお、主任技術者（建築工事）との兼務を認める。

（ア）一級建築士又は一級建築施工管理技士であること。

（イ）施工業務（解体工事）に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

＜施工業務（整備・改修工事）＞

ソ 現場代理人（整備・改修工事）の資格

本事業における施工業務（整備・改修工事）の現場代理人とする。

なお、施工業務（解体工事）の現場代理人との兼務を認める。

（ア）工事期間中において当該工事現場に常駐させることができる者であること。

（イ）施工業務（整備・改修工事）に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

タ 監理技術者（整備・改修工事）の資格

本事業における施工業務（整備・改修工事）の監理技術者とする。

なお、現場代理人（整備・改修工事）、施工業務（解体工事）の監理技術者との兼務を認める。

（ア）一級建築士又は一級建築施工管理技士であること。

（イ）監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。

（ウ）施工業務（整備・改修工事）に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

（エ）参加表明書の提出日から起算して10年以内に完成した、延床面積1,000㎡以上の同類施設の建築工事の監理技術者として従事した実績があること。

チ 主任技術者（建築工事）の資格

整備・改修工事における担当技術者を統括する役割を担う。

なお、主任技術者（解体工事）との兼務を認める。

（ア）一級建築士又は一級建築施工管理技士であること。

（イ）施工業務（整備・改修工事）に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。

（ウ）参加表明書の提出日から起算して10年以内に完了した、同類施設の主任技術者等として従事した実績があること。

ツ 主任技術者（電気設備工事）の資格

電気設備工事における担当技術者を統括する役割を担う。

なお、主任技術者（機械設備工事）との兼務を認める。

- (ア) 一級建築士、建築設備士、一級電気工事施工管理技士のいずれかであること。
- (イ) 施工業務（整備・改修工事）に当たる者（当該業務を再委託する場合再委託先）と直接かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。
- (ウ) 参加表明書の提出日から起算して10年以内に完了した、同類施設の主任技術者等として従事した実績があること。

テ 主任技術者（機械設備工事）の資格

機械設備工事における担当技術者を統括する役割を担う。

なお、主任技術者（電気設備工事）との兼務を認める。

- (ア) 一級建築士、建築設備士、一級管工事施工管理技士のいずれかであること。
- (イ) 施工業務（整備・改修工事）に当たる者（当該業務を再委託する場合再委託先）と直接かつ恒常的な雇用関係（常勤で3か月以上）にあること。
- (ウ) 参加表明書の提出日から起算して10年以内に完了した、同類施設の主任技術者等として従事した実績があること。

(6) 提案参加者の参加資格確認基準日

提案参加者の参加資格の確認は、参加表明書の提出日を基準として行う。

(7) 構成員の変更

構成員は、原則として変更できない。ただし、技術提案書の提出期限の日までに、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合、市と協議し、市がやむを得ないと認めた場合で、かつ、技術提案書の提出期限の日までに参加資格の確認を受けた場合は、この限りでない。

(8) 配置予定技術者の変更

配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、契約期間中に、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情が生じた場合において、事前申請の上、審査及び協議により、市がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

なお、変更後に新たに配置する技術者は、技術提案時の配置予定技術者と同等の資格、業務経験を有している者でなければならない。

4 現地確認の参加申し込み

現地確認への参加希望がある場合、次のとおり申込みを行うこと。

(1) 実施期間

1回目 令和8年10月13日（火）～令和8年10月22日（木）

2回目 令和8年11月16日（月）～令和8年12月3日（木）

なお、日時は事務局との調整により決定する。

(2) 申込方法

現地確認参加申込書（様式1-1）に入力の上、事務局の電子メールアドレスに送信すること。

なお、電子メールの件名は、「【〇〇】平塚競輪場新投票所等整備事業（現地確認参加申込）」とすること。（【〇〇】は会社名を記載する。）

(3) 申込期間

1回目 令和8年9月30日（水）～令和8年10月6日（火）

2回目 令和8年11月9日（月）～令和8年11月27日（金）

(4) 申込に対する連絡

後日、申込者に対して、電子メールで現地確認当日の集合時間等を連絡する。

(5) 注意事項

- ア 現地確認は対象施設の確認を目的とするものであり、当日において質問回答はしない。
- イ 現地確認は市の監督職員が対応する。
- ウ 参加人数は、1 団体につき 5 人以内とする。

5 実施要領等の閲覧

参加表明及び技術提案等については、次に掲げる資料を踏まえて所定の様式により作成すること。

なお、提供資料については、本事業の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

(1) 提供資料①

- ア 審査要領
- イ 提案評価基準
- ウ 要求水準書
- エ 要求水準書 添付資料
- オ 実施要領様式集
- カ 平塚競輪場新投票所等整備事業に係る基本協定書（案）
- キ 設計業務委託契約書（案）及び設計業務委託契約約款（案）
- ク 工事監理業務委託契約書（案）及び工事監理業務委託契約約款（案）
- ケ 工事請負契約書（解体工事）（案）及び工事請負契約約款（案）
- コ 工事請負契約書（整備工事）（案）及び工事請負契約約款（案）

市のホームページ「平塚競輪場新投票所等整備事業のプロポーザルを実施します」からダウンロードすること。

(https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kanko/page36_00037.html)

(2) 提供資料②

- ア 要求水準書 参考資料

事務局にて直接データを配布するため、受領を希望する者は事務局に資料提供希望の旨を電子メールで令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 5 時まで送信し、受領申請書兼誓約書（様式 6－1）を記入のうえ、事務局に持参すること。

なお、電子メールの件名は、「資料提供申込み（会社名）」とすること。

6 実施要領等に関する質問

(1) 提出方法

実施要領等に関する質問がある場合は、質問書提出届（様式 1－2）及び質問書（様式 1－3）に入力の上、事務局の電子メールアドレスに送信すること。

なお、電子メールの件名は、「【〇〇】平塚競輪場新投票所等整備事業（質問）」とすること。（【〇〇】は会社名を記載する。）

(2) 提出期限

- ア 第 1 回質問受付

令和 8 年 10 月 23 日（金） 午後 5 時まで（期限必着）

- イ 第 2 回質問受付

令和 8 年 12 月 4 日（金） 午後 5 時まで（期限必着）

(3) 質問に対する回答の公表

ア 第1回質問に対する回答

令和8年10月29日(木)までに平塚市ホームページに掲載する。

イ 第2回質問に対する回答

令和8年12月14日(月)までに平塚市ホームページに掲載する。

なお、公開については原則として質問及び回答の内容のみとし、個人に関する情報又は法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報等は非公開とする。

7 プロポーザル参加表明書類の提出

提案参加者は、次の書類を提出すること。詳細については実施要領様式集を参照し、必要な書類を添付すること。

(1) 提出書類

ア 表紙(様式2-1)

イ プロポーザル提案参加表明書(様式2-2)

ウ 共同企業体構成表(様式2-3)

※共同企業体の場合のみ提出すること。

エ 統括責任者の資格(様式2-4)

オ 設計実績及び設計配置予定技術者の実績(様式2-5)

カ 工事監理実績及び工事監理配置予定技術者の実績(様式2-6)

キ 施工(解体)実績及び施工配置予定技術者の実績(様式2-7)

ク 施工(整備・改修)実績及び施工配置予定技術者の実績(様式2-8)

ケ 共同企業体協定書(様式2-9)

(2) 提出期間

令和8年10月29日(木)から令和8年11月4日(水) 午後5時まで(期限必着)

事務局受付時間：開場日午前9時から午後5時

(3) 提出先

17 担当事務局のとおり

(4) 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)による。(郵送、託送による場合、封筒に「平塚競輪場新投票所等整備事業参加表明書在中」と朱書きにより明記すること。)

(5) 提出部数

正1部、副10部、同内容の電子ファイル2部(DVD等の記録用メディア媒体。必ずウイルス対策を実施すること。)

(6) 結果通知

令和8年11月13日(金)頃

(7) 通知方法

参加資格の確認結果は、参加表明書類等を提出した提案参加者に電子メールにより通知する。参加資格を有すると認められた者については、技術提案書の提出を要請する。

なお、参加資格を有しないと認められた者については、その旨を通知する。また、通知日から7日以内(ただし、閉場日を除く。)に非選定理由についての説明を求めることができる。

8 技術提案書等の提出

参加資格を有すると認められた提案参加者は次の書類を提出すること。詳細については実施要領様式集を参照すること。

(1) 提出書類

- ア 提案書類提出届（様式3－1）
- イ 提案書類確認書（様式3－2）
- ウ 要求水準に関する誓約書（様式3－3）
- エ 技術審査に係る提案書（表紙）（様式4－1）
- オ 技術提案書（様式4－2）
- カ 技術提案書（全体計画・コンセプト）（自由様式、A3版、片面）
- キ 技術提案書類（新投票所計画）（自由様式、A3版、片面）
- ク 技術提案書類（入場口周辺エリア計画）（自由様式、A3版、片面）
- ケ 技術提案書類（メインスタンド3階特別観覧席改修計画）（自由様式、A3版、片面）
- コ 技術提案書参考資料（自由様式、A3版、片面）
 - (ア) 外観パース・内観パース（各2枚以内）
 - (イ) 計画図面（全体で15枚以内）
 - a 計画概要書（構造種別、延床（法定床）面積、容積対象面積の各階面積表を明記）
 - b 配置図（1/100）
 - c 各階平面図（1/500）
 - d 立面図（1/500）
 - e 断面図（1/500、1面、階高、主要天井高を明記）
 - f 構造計画概要
 - g 設備計画概要
 - (ウ) 総合工程表（1枚以内）
 - a 設計着手から、竣工引き渡し日、供用開始日までを記載すること。
 - b 主要資機材の概算数量、工事車両台数/日平均、延人工数/日平均等について記載すること。
 - c 主要資機材や仕上げ材、各種図面等について、市による承認時期、発注時期、納期について記載すること。
 - (エ) 総合仮設計画図（2枚以内）
 - (オ) インフラ切り回し計画図
- サ 実施体制・取組方針（様式4－3）
- シ 業務工程表（自由様式、A3版、片面）
- ス 技術提案見積書（様式5－1）

(2) 提出期間

令和8年12月15日（火）から令和9年1月22日（金）午後5時まで（期限必着）

事務局受付時間：開場日午前9時から午後5時

(3) 提出先

17 担当事務局のとおり

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）による。（郵送、託送による場合、封筒に「平塚競輪場新投票所等整備事業技術提案書在中」と朱書きに

より明記すること。)

(5) 提出部数

正1部、副10部、同内容の電子ファイル2部（DVD等の記録用メディア媒体。必ずウイルス対策を実施すること。）また、「様式5－1技術提案見積書」はMicrosoft Excel形式とすること。

9 参加の辞退

提案参加者が技術提案書等の提出を取り止める場合には、令和8年12月22日（火）までに、参加辞退届（自由様式）を提出すること。

10 提案審査及び優先交渉権者の特定

審査は、平塚競輪場新投票所等整備に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行う。

技術提案書等を提出した提案参加者は、審査委員に技術提案書等の提案内容の理解をより深めてもらうためにプレゼンテーションを行い、その後、審査委員からのヒアリングを受ける。審査委員会は、技術提案書及び技術提案見積書に対し、提案評価基準に基づいて提案審査を行い、評価点が最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次点交渉権者として特定する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施日

令和9年2月上旬 ※個別に連絡する。

(2) 実施場所

平塚競輪場（予定） ※個別に連絡する。

(3) 参加人数

技術提案書等を提出した提出参加者に所属する者で10名以内とする。

なお、配置予定技術者のうち、統括責任者、現場代理人又は監理技術者、管理技術者（設計業務）、の3名は必ず参加すること。

(4) 結果通知

令和9年2月中旬

(5) 通知方法

提案審査の結果は、技術提案書等を提出した提案参加者に郵送により通知する。

なお、優先交渉権者に特定されなかった者は、通知日から7日以内（ただし、閉場日を除く。）に非特定理由についての説明を求めることができる。

(6) 結果公表

平塚市ホームページで公表する。

(7) プレゼンテーションにおける留意事項

プレゼンテーションの実施方法は後日、個別に連絡する。

11 提出書類の取扱い

(1) 提案参加者は、提出された参加表明書及び技術提案書等を、市の了解なく公表、使用してはならない。

(2) 提出された参加表明書は返却しない。

なお、提出された参加表明書は、提案参加者の選定以外に提案参加者に無断で使用しない。

- (3) 提出された技術提案書は、優先交渉権者等の特定以外に提案参加者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合、事前に提案参加者の同意を得るものとする。
- (4) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書等及び資料の差し替え・修正再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

なお、市が必要と認めた場合、追加資料の提出を要求することがある。

- (5) 本プロポーザルへの参加において提案参加者が作成し、又は提出する資料等（技術提案書及び図面等の成果物を含むすべての資料。）は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、市に対して保証する。提案参加者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

1 2 契約に関する事項

(1) 事業契約の締結

提案審査に基づき特定された優先交渉権者と基本協定書を締結した後、予定価格設定、見積合わせを経て設計業務委託の契約を締結する。

また、優先交渉権者が実施する解体工事の対象となる既存施設調査の結果に基づく見積により予定価格を設定し、価格交渉・見積合わせを経て、市議会議決の後、解体工事請負契約を締結する。

さらに、優先交渉権者が作成する実施設計後の見積に基づき予定価格を設定し、価格交渉・見積合わせを経て、市議会議決の後、工事請負契約及び工事監理業務委託契約を締結する。

なお、優先交渉権者との基本協定書締結前の価格交渉又は見積合わせの結果、設計業務委託契約の締結に至らない場合又は優先交渉権者が辞退した場合は、優先交渉権者の特定を取り消し、次点交渉権者を優先交渉権者として同様の手続きを行うものとする。以後、同様に交渉が成立するまで次順位者について手続きを行うものとする。

(2) 技術提案の責任

提出した技術提案に基づき、責任を持って確実に本事業を履行すること。

(3) 契約手続き書類等の作成

優先交渉権者は、契約締結時に必要な書類を提出すること。

1 3 支払い条件

事業契約に係る費用（前払金を含む。）は、受注者からの請求に基づき各会計年度において支払う。詳細は契約書による。

1 4 無効・失格要件

提案者に次の行為があった場合は、その者を失格とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講ずるものとする。

- ア 他の提案者と提案内容等について相談すること。
- イ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ウ 特定結果に影響を与えるような不正又は不誠実な行為を行うこと。

1 5 費用負担

参加表明書及び技術提案書等の作成提出、プレゼンテーション・ヒアリング等の実施に関する費用等は、提案参加者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 技術提案書等の作成のために市より受領した資料は、市の了解なく、公表、使用してはならない。
- (2) 本プロポーザルへの参加手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨単位は円に限る。
- (3) プロポーザルの結果は、平塚市ホームページで公表することとし、公表内容は、特定候補者の名称、全提案事業者の名称、全提案事業者の評価点とする。ただし、落選した事業者の競争上の地位に配慮するため、提案参加者が2者の場合、提案参加者名は公表するが、特定されなかった提案参加者の評価点と提案金額は公表しない。また、提案参加者が3者以上の場合、申込をした提案参加者の名称は公表するが、特定結果の公表に当たっては、最優秀提案参加者以外の提案参加者名と提案金額は公表しない。
- (4) プロポーザルに関する一連の資料は、平塚市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合があるものとする。ただし、公表される資料に含まれる個人に関する情報や法人の競争上の地位その他正当な利益を具体的に害すると認められる情報等、平塚市情報公開条例第5条各号の規定に該当するものについては、非公開となる場合がある。

1 7 担当事務局

- (1) 発注者 平塚市
- (2) 事務局 平塚市 公営事業部事業課（平塚競輪場）
住所：〒254-0801 神奈川県平塚市久領堤5番1号
電話番号：0463-21-3935
ファクス：0463-21-3934
電子メールアドレス：jigyo@city.hiratsuka.kanagawa.jp
事務局受付時間：開場日午前9時から午後5時

以上